

三朝町家庭用生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条及び第27条の規定に基づき、三朝町家庭用生ごみ処理機器等購入費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内各家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するとともに、ごみ問題に対する住民意識の向上を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、家庭用生ごみ処理機器等とは、次に掲げるもののうち、材質が耐久性及び耐水性を備え、臭気の発散等を防ぐふたを備えているものとする。

- (1) 加熱乾燥、微生物による分解の方法等により生ごみを減量し、又は堆肥化させる電気式の機械
- (2) 微生物、ボカシ等を混ぜて生ごみを堆肥化させる地中埋め込み式又は密閉式のコンポスト容器

(本補助金の交付)

第4条 町は、町内に住所を有する者で、自らの責任で家庭用生ごみ処理機器等を設置し、家庭から排出される生ごみの処理のためにこれを活用しようとする者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の対象となる家庭用生ごみ処理機器等は、1世帯につき1種類1基までとする。
- 3 本補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。ただし、前条第1号の家庭用生ごみ処理機器等に係る本補助金の交付を受けた場合において、当該家庭用生ごみ処理機が次の各号のいずれにも該当するときは、この限りでない。
 - (1) 購入から5年以上が経過していること。
 - (2) 老朽化等により使用不能となっていること。
- 4 本補助金の額は、家庭用生ごみ処理機器等の購入に要する経費に3分の1を乗じて得た額とし、20,000円（前条第2号の家庭用生ごみ処理機器等にあつては、3,000円）を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(本補助金の交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三朝町家庭用生ごみ処理機器等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に家庭用生ごみ処理機器等の購入に係る領収書及び設置が確認できる写真を添付し、町長に提出しなければならない。

- 2 規則第5条の申請、第17条の実績報告及び第20条の請求は、前項の書類の提出をもってこれに代える。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、本補助金の交付を決定したときは、申請者に対し三朝町家庭用生ごみ処理機器等購入費補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(本補助金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けた者がいるときは、その者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(規則との調整)

第8条 規則第27条の規定により、本補助金の交付申請、実績報告、交付決定及び請求に関しては、規則の規定にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。